

平成 27 年 3 月 26 日

公益財団法人多治見市文化振興事業団行動計画（第 2 回）

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 子の看護休暇制度の拡充（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなど）を図り、計画期間内に、男性職員による子の看護休暇の取得者を 4 名以上にする。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 拡充案の検討・導入
男性の積極的な家庭生活を推進するため、子の看護休暇に関する定めを周知
- ・平成 28 年 4 月～ 職員の積極的な休暇取得に向けた管理者への研修を実施

目標 2 働き方の見直しに資する労働条件の整備の一環として導入した子育て支援休暇制度の拡充（休暇日数の増加など）を図る。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 拡充案の検討
- ・平成 28 年 4 月～ 導入・職員への周知

目標 3 子を養育する職員が、家庭生活においてその子を健やかに育成するために必要な費用の一部を支援する制度の拡充（支援する金額の増額など）を図る。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 拡充案の検討・導入